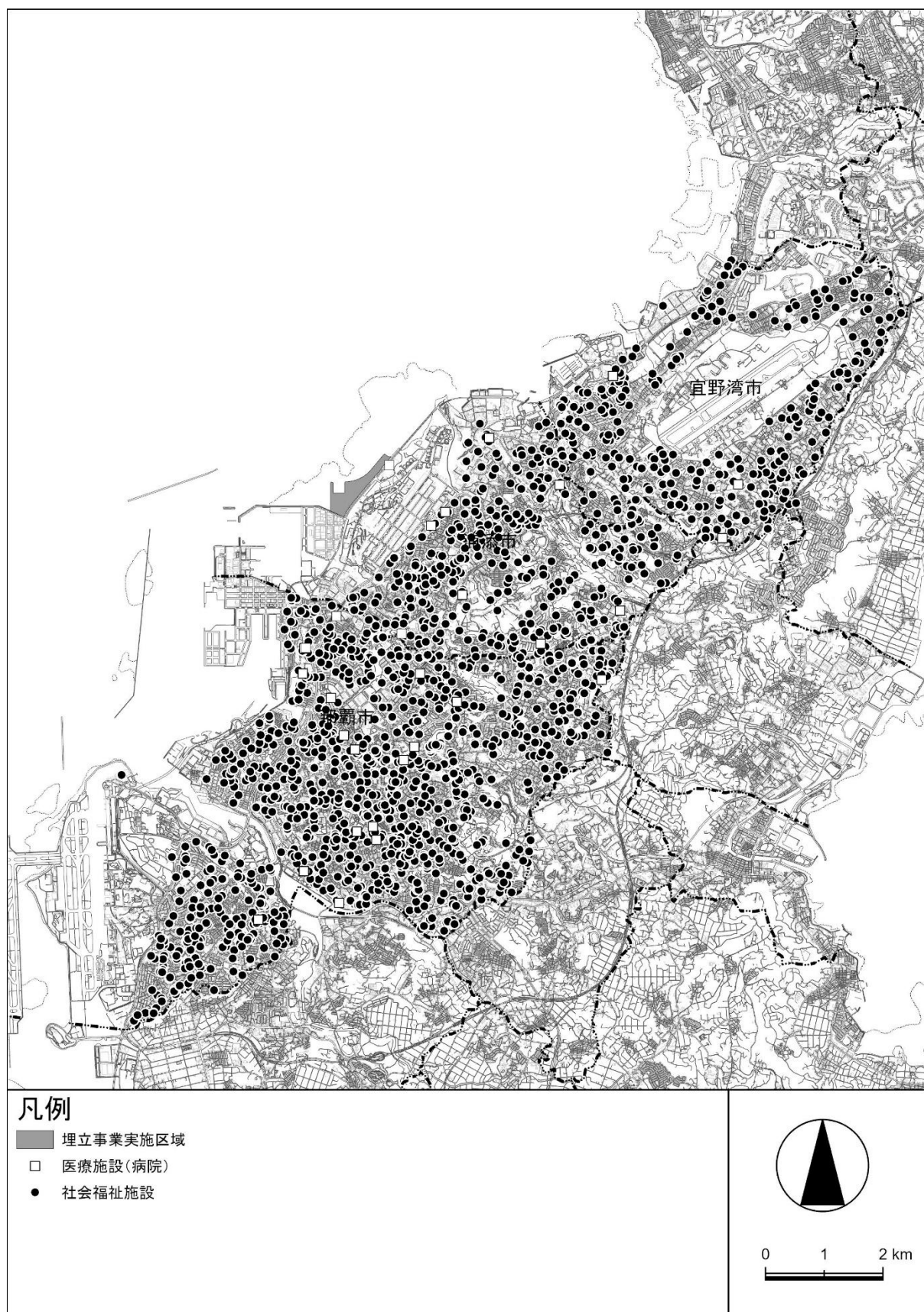




出典：「保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業所・はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所の管内指定状況及び届出受理状況について」（厚生労働省九州厚生局ホームページ）、「県内社会福祉施設等名簿」（社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会）

図 3.2.6 医療施設（病院）及び社会福祉施設の位置

(6) 水利用

1) 河川の利用状況

関係 3 市の主要 2 級河川は、宇地泊川、牧港川、小湾川、潮渡川、久茂地川、真嘉比川、安里川、安謝川、国場川及び長堂川の 10 河川である。10 河川における農業用水及び工業用水の取水口は、設置されていない（沖縄県主要水系調査書（沖縄本島中南部地域）（平成元年 3 月、沖縄県企画開発部 土地利用対策課））。

2) ダム及び溜池の利用状況

那覇市には、洪水調節を行うとともに、流水の正常な機能の維持を図る目的で金城ダムが設置されている。

3) 海域の利用状況

(ア) 港湾・漁港区域

関係 3 市の港湾の状況は表 3.2.16 に、漁港の状況は表 3.2.17 に、港湾及び漁港位置図は図 3.2.7 に示すとおりであり、港湾是那覇及び宜野湾が、漁港は宜野湾、泊、壺川及び牧港がある。

表 3.2.16 港湾の状況

港湾名	港格	港湾管理者	所在地	面積 (ha)	設立年月日
那覇	重要港湾	那覇港管理組合	那覇市 浦添市	3,400	昭和 47 年 5 月 15 日 (重要港湾指定)
宜野湾	地方港湾	沖縄県	宜野湾市	58.2	昭和 59 年 3 月 9 日

注：重要港湾：国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾、その他の国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾。

出典：「沖縄の港湾」（平成 30 年 3 月、沖縄県土木建築部港湾課）

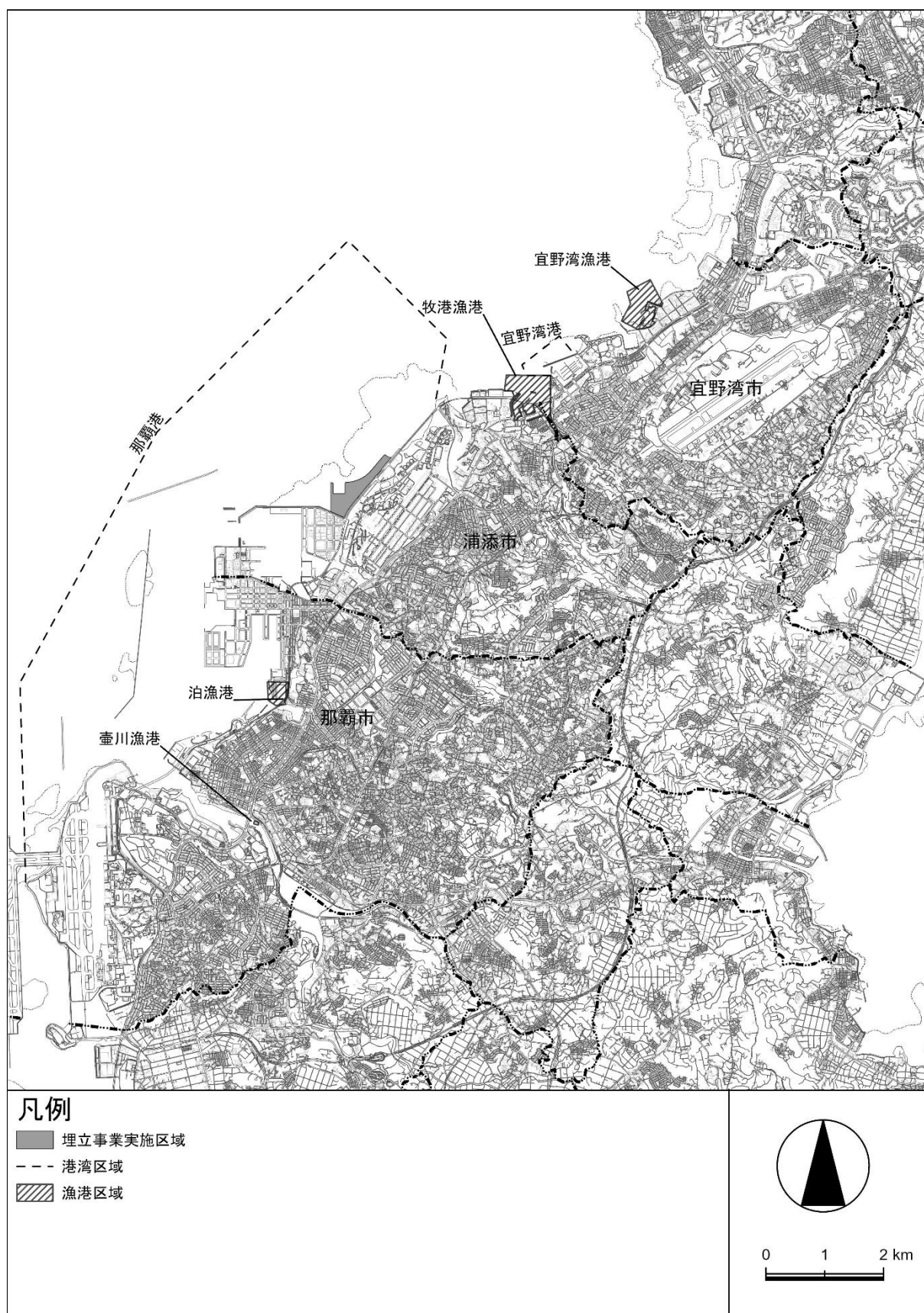
表 3.2.17 漁港の状況

漁港名	漁種	管理者	指定年月日
宜野湾	第一種	沖縄県	昭和 63 年 3 月 31 日
泊	第二種	沖縄県	昭和 42 年 10 月 6 日
壺川	第一種	那覇市	昭和 47 年 5 月 12 日
牧港	第一種	浦添市	昭和 52 年 3 月 31 日

注：第一種漁港：その利用の範囲が地元の漁業を主とするもの。

第二種漁港：その利用の範囲が第 1 種漁港よりは広いが全国的な利用ではないもの。

出典：「県内漁港一覧」（令和 7 年 5 月 15 日現在、沖縄県農林水産部漁港漁場課）



出典：「沖縄県地図情報システム 土地利用規制現況図（令和5年度）」（沖縄県企画部情報基盤整備課）

図 3.2.7 港湾及び漁港位置図

(イ) 漁業権設定区域

関係 3 市の漁場図は図 3.2.8 に示すとおりであり、共同第 15 号漁業権及び特定区画漁業権が設定されている。また、漁業権の免許内容は表 3.2.18 及び表 3.2.19 に示すとおりである。

表 3.2.18 漁業権の免許内容（共同漁業権）

漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁場の位置
共同 第 15 号	代表者： 浦添宜野湾漁業協同組合 共有権者： 那覇地区漁業協同組合 共有権者： 那覇市沿岸漁業協同組合	第 1 種 共同漁業	ウニ漁業、イセエビ漁業、セミエビ漁業、ゾウリエビ漁業、ナマコ漁業、タコ漁業、シャコガイ漁業、ヒロセガイ漁業、タカセガイ漁業、ヤコウガイ漁業、マガキガイ漁業、サザエ漁業、	宜野湾市と北谷町との境界線から那覇市と豊見城市との境界線により囲まれた沿岸水域
		第 2 種 共同漁業	固定式刺網漁業、かご網漁業	

注：免許期間：10年（令和5年9月1日から令和15年8月31日まで）

出典：「漁業権について（漁業権の説明及び免許の状況）」（令和5年9月、沖縄県農林水産部水産課）

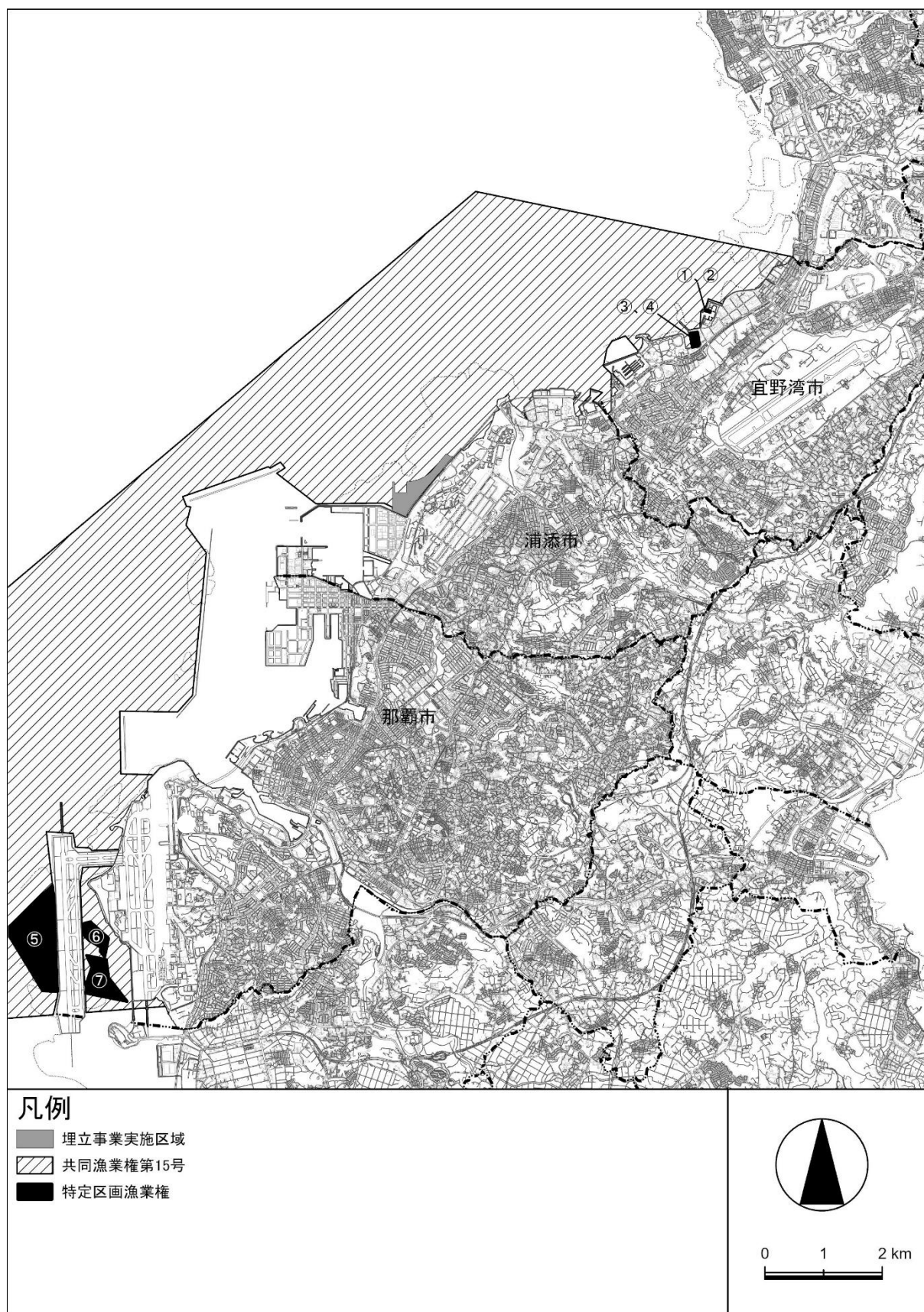
表 3.2.19 漁業権の免許内容（特定区画漁業権）

番号	漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の位置
①	特区第 229 号	第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業（クロマグロを除く）	宜野湾市大山（宜野湾漁港防波堤内）
②	特区第 230 号	第 1 種区画漁業	ウニ小割式養殖業	宜野湾市大山地先（宜野湾漁港防波堤内）
③	特区第 231 号	第 1 種区画漁業	魚類小割式養殖業（クロマグロを除く）	宜野湾市大山（避難港内）
④	特区第 232 号	第 1 種区画漁業	ウニ小割式養殖業	宜野湾市大山地先（避難港内）
⑤	特区第 233 号	第 1 種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	那覇市大嶺地先（那覇空港第 2 滑走路西）
⑥	特区第 234 号	第 1 種区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	那覇市大嶺地先（那覇空港第 2 滑走路東の内海）
⑦	特区第 235 号	第 1 種区画漁業	モズクひび建て式養殖業	那覇市大嶺地先（那覇空港第 2 滑走路東の内海）

注：1. 免許期間：5年（令和5年9月1日から令和10年8月31日まで）

2. 表中の番号は図 3.2.8 の番号に対応している。

出典：「漁業権について（漁業権の説明及び免許の状況）」（令和5年9月、沖縄県農林水産部水産課）



注：図中の番号は、表 3.2.19 に対応している。

出典：「漁業権（漁業権の説明及び免許の状況）」（沖縄県ホームページ、令和5年9月1日免許）より作成

図 3.2.8 漁場図

4) 地下水の利用状況

関係 3 市の井戸及び湧水の状況は表 3.2.20 及び図 3.2.9 に示すとおりであり、井戸は農業用及び工業用として関係 3 市全体で計 30 本分布しており、湧水は計 48 本分布している。

表 3.2.20 井戸及び湧水の状況

単位：本

地区	農業用井戸	水道用井戸	工業用井戸	その他用井戸	湧水
浦添市	11	0	5	0	4
那覇市	1	0	11	0	34
宜野湾市	2	0	0	0	10
合計	14	0	16	0	48

出典：「沖縄県主要水系調査書（沖縄本島中南部地域）」（平成元年 3 月、沖縄県）

(7) 交通

1) 陸上交通の状況

(ア) 道路の整備状況

関係 3 市の道路の整備状況は、国道 58 号が北東から南西に伸び、これらを基軸に主要地方道及び一般県道が接続し、幹線道路網を形成している。

(イ) 交通量の状況

関係 3 市の 24 時間交通量の状況は、表 3.2.21 に示すとおりである。

国道 330 号の浦添市仲間における交通量が最も多く、約 70,296 台/24 時間となっている。



注：湧水については、同一敷地にも存在するため表 3.2.20 の数と一致しない。

出典：「沖縄本島中南部地域利水現況図」（平成元年 3 月、沖縄県）

図 3.2.9 井戸及び湧水の分布状況

表 3.2.21 24 時間交通量の状況

路線名	交通量観測地点地名	24 時間自動車 類交通量 (上下合計) (台)	路線名	交通量観測地点地名	24 時間自動車 類交通量 (上下合計) (台)
沖縄自動車道	那覇～西原 JCT	11,400	浦添西原線	—	16,015
	西原 JCT～西原	48,027		—	5,198
	西原～北中城	54,529		西原町翁長	13,963
一般国道 58 号	宜野湾市大謝名	57,465	浦添西原線ハイパス	—	—
	浦添市城間	57,324	宜野湾北中城線	宜野湾市喜友名	31,085
	浦添市屋富祖	51,571	那覇糸満線	那覇市銘苅	31,509
	那覇市天久	64,508		那覇市古島	30,649
	那覇市旭町	53,639		那覇市首里赤平町	34,824
一般国道 58 号 (宜野湾ハイパス)	宜野湾市大山	50,810		那覇市首里崎山町	39,794
一般国道 58 号 (那覇西道路)	那覇市鏡水	26,496	県道 28 号線	那覇市首里儀保町	8,301
一般国道 58 号 (浦添北道路)	浦添市港川	31,425	県道 32 号線	—	13,395
一般国道 329 号	南風原町兼城	30,140	宜野湾西原線	宜野湾市大謝名	27,353
	那覇市上間	25,815		宜野湾市真栄原	20,387
	那覇市鏡原町	29,476		宜野湾市我如古	16,204
一般国道 329 号 (南風原ハイパス)	那覇市真地	16,074		—	12,083
一般国道 330 号	宜野湾市普天間	46,691	県道 35 号線	宜野湾市野嵩	6,866
	宜野湾市我如古	34,386	県道 39 号線	那覇市安里	9,723
	宜野湾市我如古	33,161	県道 42 号線	那覇市泉崎	15,155
	浦添市仲間	70,296	県道 43 号線	那覇市久茂地	17,562
	浦添市沢岨	63,611		那覇市若狭	11,066
	那覇市真嘉比	42,864	県道 46 号線	那覇市寄宮	17,489
	那覇市寄宮	33,049	県道 47 号線	那覇市寄宮	21,096
	那覇市与儀	31,685		那覇市久米	5,562
	那覇市壺川	18,622	県道 49 号線	那覇市首里真和志町	4,199
一般国道 331 号	那覇市奥武山町	52,856	県道 50 号線	那覇市首里金城町	2,506
	那覇市安次嶺	28,200	県道 62 号線	那覇市宇栄原	10,621
	豊見城市瀬長	46,740	県道 153 号線	那覇市首里大名町	11,548
一般国道 332 号	那覇市鏡水	15,351	浦添市牧港	浦添市牧港	32,949
	那覇市鏡水	10,095		—	—
一般国道 390 号	那覇市東町	11,464	県道 155 号線	那覇市首里石嶺町	7,528
一般国道 507 号	那覇市上間	23,485	那覇内環状線	那覇市金城	18,693
	那覇市国場	25,458		那覇市鏡原町	30,997
	那覇市仲井真	18,327		那覇市楚辺	6,936
奥武山米須線	那覇市山下町	20,083		那覇市楚辺	14,350
	那覇市小祿	22,677		—	9,354
	豊見城市豊見城	17,120	真地泉崎線	那覇市真地	24,483
	豊見城市豊見城	11,821		那覇市寄宮	15,671
那覇北中城線	那覇市安里	16,879		那覇市樋川	8,535
	那覇市安里	23,665		那覇市真地	9,703
	那覇市松川	18,946		那覇市泉崎	10,578
	那覇市首里山川町	11,761	那覇空港線	那覇市安次嶺	22,635
	那覇市首里池端町	11,627		那覇市高良	11,771
	那覇市首里汀良町	22,361	宜野湾南風原線	浦添市西原	20,561
	那覇市首里石嶺町	15,677		—	23,687
	中城村新垣	19,492		那覇市首里石嶺町	14,886
浦添西原線	浦添市城間	9,660	那覇宜野湾線	那覇市銘苅	15,424
	浦添市屋富祖	8,480		浦添市内間	12,692
	浦添市安波茶	20,174		浦添市伊祖	16,005
	—	20,608		浦添市牧港	11,915

注：1. 交通量を観測していない区間については、推定した昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定した24時間交通量を記載し、推定値を斜体表示とした。

2. 空白（データなし）の箇所は、「—」で表示した。

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省道路局）

(ウ) 自動車保有台数

関係 3 市の車種別保有自動車数の状況は、表 3.2.22 に示すとおりであり、浦添市 90,518 台、那覇市 180,884 台、宜野湾市 74,080 台で、登録自動車の車種別ではいずれも乗用車が最も多くなっている。

表 3.2.22 車種別保有自動車数の状況

単位：台

地区	保有車両 (計)	登録自動車				小型 二輪車	軽自動車
		貨物用	乗合用	乗用	特殊用途用		
浦添市	90,518	7,054	90	32,690	1,851	1,763	47,070
那覇市	180,884	7,491	382	80,575	2,048	4,395	85,993
宜野湾市	74,080	3,595	76	26,786	828	1,707	41,088

注：令和7年3月31日現在。

出典：「第 68 回沖縄県統計年鑑 令和 7 年版」（令和 8 年 3 月、沖縄県企画部統計課）

2) 海上交通の状況

那覇港の利用状況は表 3.2.23 に、海上航路の状況は図 3.2.10 に示すとおりであり、那覇ふ頭、泊ふ頭及び新港ふ頭からは、県内の離島や九州・本州への海上航路が設定されている。

表 3.2.23 那覇港の利用状況

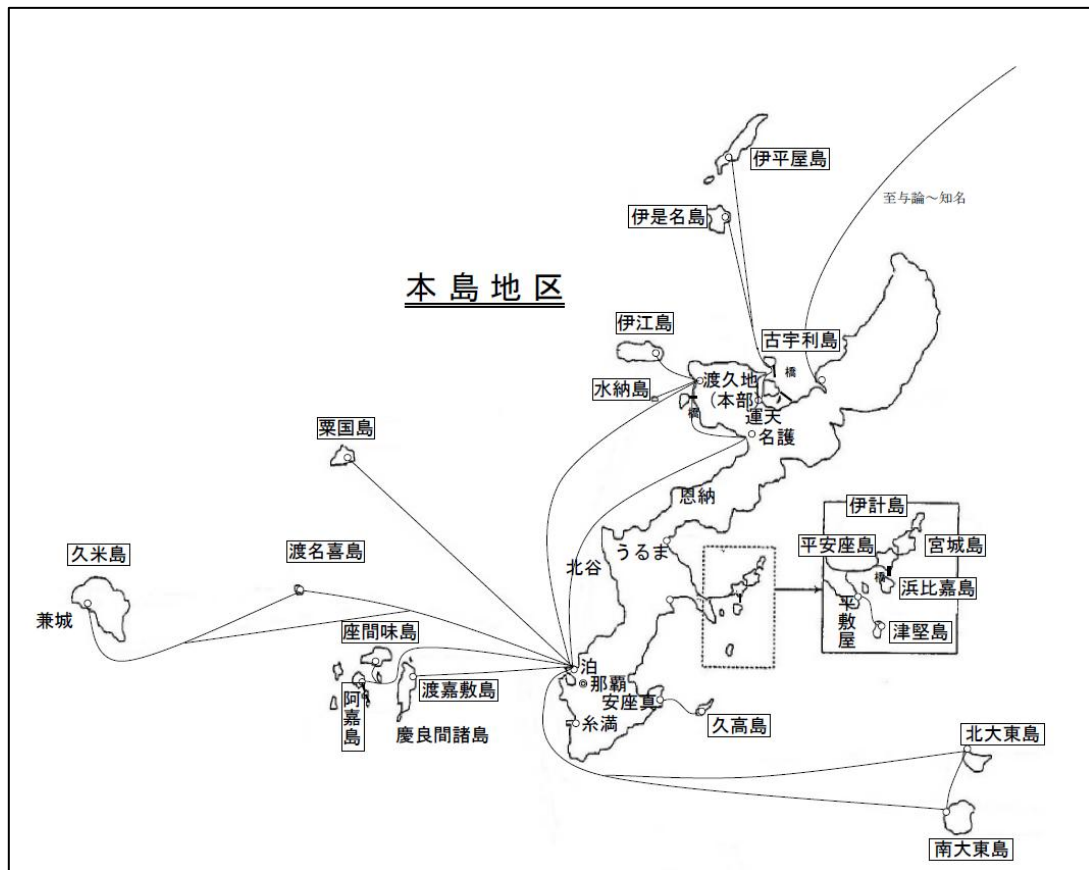
入港船舶	総計		外航		内航	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
	7,887	47,209,658	614	27,336,907	7,273	19,872,752

貨物量（トン）	総計	外国貿易	内国貿易
	19,348,661	1,220,610	18,128,051

船舶乗降 人員 (人)	航路別	総計	外国航路	内国航路	
				県外	県内
	乗込人員	768,740	439,616	30,678	298,446
	上陸人員	768,096	444,812	28,408	294,876
	計	1,536,836	884,428	59,086	593,322

注：調査期間は令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日までの 1 年間

出典：「那覇港の統計 令和 6 年（2024 年）」（令和 7 年 12 月 那覇港管理組合）



出典：「運輸要覧」（令和 7 年 12 月、沖縄総合事務局運輸部）

図 3.2.10 海上航路の状況

(8) 環境整備

1) 上水道整備状況

関係 3 市における上水道の整備及び普及状況は、表 3.2.24 に示すとおりであり、普及率は 100%となっている。

表 3.2.24 上水道整備及び普及状況

地区	行政区域内 総人口 (A)	水道事業施設箇所			給水人口 (B)			普及率 (%) =B/A×100
		計	上水道	簡易水道	計	上水道	簡易水道	
浦添市	115,094	1	1	—	115,094	115,094	—	100
那覇市	310,431	1	1	—	310,431	310,431	—	100
宜野湾市	99,904	1	1	—	99,904	99,904	—	100

注：1. 令和 5 年度実績

2. 行政区域内総人口は外国人人口を含む。

出典：「第 68 回沖縄県統計年鑑 令和 7 年版」（令和 8 年 3 月、沖縄県企画部統計課）

2) 下水道整備状況

関係 3 市の公共下水道は、中部流域下水道として整備が進められており、その計画面積に対する下水道の整備率は、表 3.2.25 に示すとおりであり、浦添市 75.1%、那覇市 89.7%、宜野湾市 91.9%となっている。水洗化率は、浦添市 95.8%、那覇市 97.1%、宜野湾市 85.4%となっている。

表 3.2.25 下水道整備及び普及状況

地区	行政 人口 (人)	利用可能 人口 (人)	人口 普及率 (%)	接続 人口 (人)	水洗化 率 (%)	全体計画 面積 (ha)	供用開始 済み面積 (ha)	計画面積 整備率 (%)
浦添市	114,803	112,042	97.6	107,369	95.8	2,152.9	1,616.7	75.1
那覇市	312,021	306,851	98.3	297,972	97.1	3,936.7	3,531.3	89.7
宜野湾市	100,032	96,461	96.4	82,401	85.4	1,972.3	1,812.4	91.9

注：1. 令和 7 年 3 月末現在

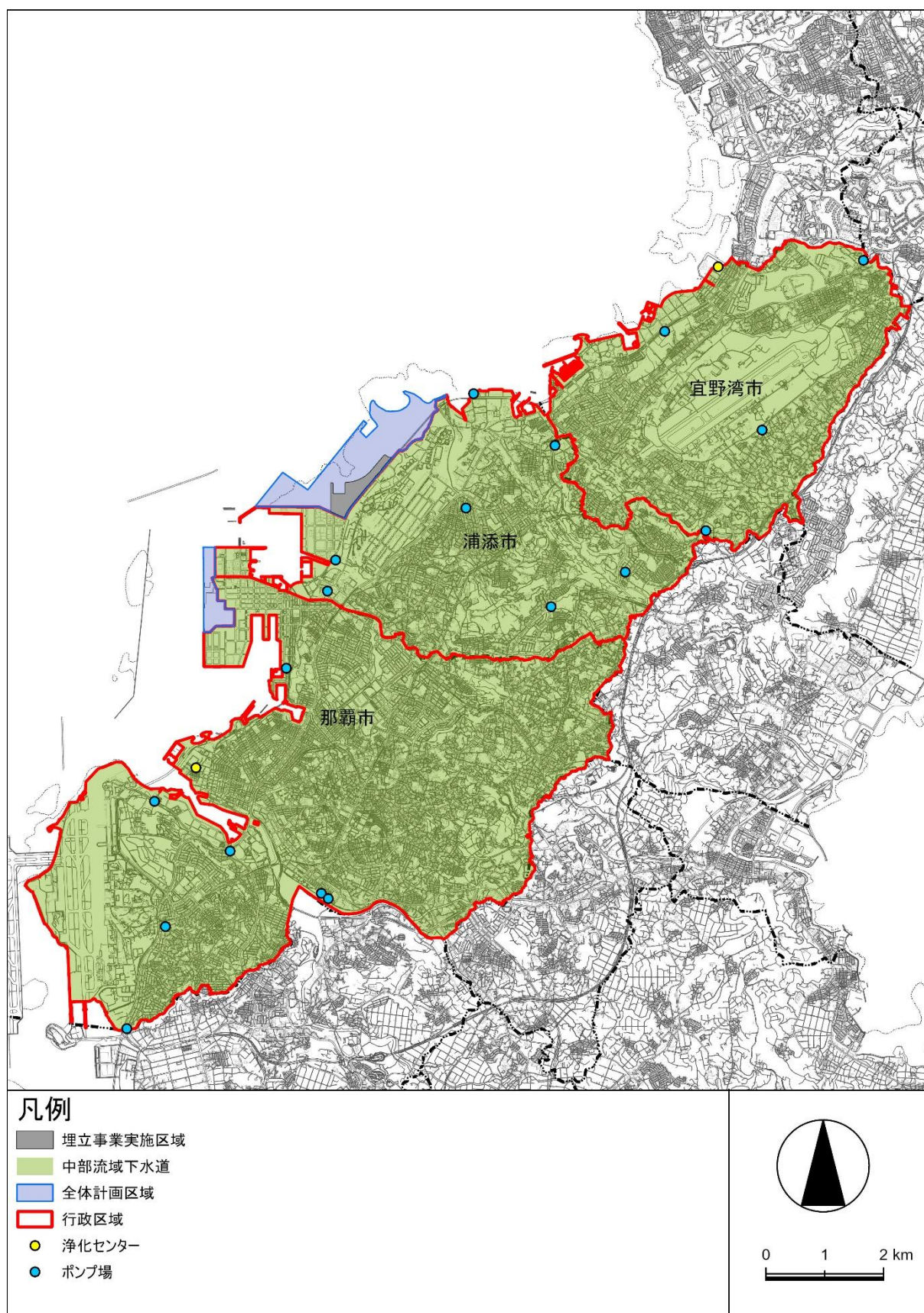
2. 行政人口は令和 7 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による（外国人登録を含む）

3. 人口普及率は、利用可能人口／行政人口

4. 水洗化率は、接続人口／利用可能人口

5. 計画面積整備率は、供用開始済み面積／全体計画面積

出典：「下水道のあらまし」（令和 7 年度、沖縄県下水道課）



出典：「浦添市流域関連公共下水道事業計画（下水道計画一般図（污水）」（令和5年度、浦添市）、「那覇市流域関連公共下水道事業計画書」（令和5年3月、那覇市）、「宜野湾市上下水道事業経営ビジョン」（令和6年3月、宜野湾市）

図 3.2.11 下水道整備状況

3) 廃棄物

関係 3 市の一般廃棄物処理施設の整備状況は表 3.2.26～表 3.2.30 に、一般廃棄物処理の状況は表 3.2.31 に示すとおりである。

また、沖縄県内において、産業廃棄物処理施設の設置状況は表 3.2.32 に、廃棄物の処理並びに処分等の状況は表 3.2.33 に示すとおりである。

沖縄県の産業廃棄物の排出量（動物ふん尿を除く）は、令和 5 年度で 173 万 7 千トンとなっており、業種別には、電気・水道業が 82 万 1 千トン（47.3%）で最も多く、次いで製造業が 49 万 5 千トン（28.5%）、建設業が 38 万トン（21.9%）で、これら 3 業種で排出量の 97.7%を占めている。

一方、産業廃棄物処理施設は、令和 5 年度末現在で 202 施設であり、脱水や焼却による減量化または有害物の分解等を行う中間処理施設が 186 施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が 16 施設である。また、産業廃棄物再生利用業者数は 10 業者である。これらの施設等で、令和 5 年度の産業廃棄物排出量のうち脱水や焼却等の処理によって 81 万 2 千トンが減量化され、82 万 4 千トンが再生利用、9 万 8 千トンが最終処分されている。

出典：「令和 7 年度版 環境白書」（令和 8 年 3 月、沖縄県環境部）

表 3.2.26 一般廃棄物焼却施設の整備状況

実施主体	所在地	構成市町村	規模 (t/日)	炉の状態	処理方式
浦添市	浦添市伊奈武瀬 1-8-1	浦添市	150	75 t/24h×2 基	全連続 + 灰溶融
那覇市・南風原町 環境施設組合	南風原町字新川 650	那覇市、南風原町	450	150 t/24h×3 基	全連続 + 灰溶融
倉浜衛生施設組合	沖縄市字池原 3394 番 地	沖縄市、宜野湾市、 北谷町	309	103 t /24 h ×3 炉	ガス化 溶融

注：令和 7 年 3 月末現在

出典：「廃棄物対策の概要（令和 8 年 2 月版）」（令和 8 年 2 月、沖縄県環境部環境整備課）

表 3.2.27 し尿処理施設等の整備状況

実施主体	構成市町村	規模 (kL/日)	処理方式
倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	29	前脱水・ 希釈方式

注：令和 7 年 3 月末現在

出典：「廃棄物対策の概要（令和 8 年 2 月版）」（令和 8 年 2 月、沖縄県環境部環境整備課）

表 3.2.28 粗大ごみ処理施設整備状況

実施主体	構成市町村	規模(t/日)	処理方式	竣工年月
倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	7	選別	H22.3
浦添市	浦添市	25	破碎	S57.12
那覇市・南風原町 環境施設組合	那覇市、南風原町	39	併用	H18.3

注：1. 処理方式の併用とは、粗大ごみの破碎と圧縮の両方の処理を行うこと

2. 令和7年3月末現在

出典：「廃棄物対策の概要（令和8年2月版）」（令和8年2月、沖縄県環境部環境整備課）

表 3.2.29 一般廃棄物最終処分場の整備状況

実施主体	構成市町村	埋立 開始 年月	終了 予定 年月	埋立 面積 (m ²)	埋立 容量 (m ³)	令和4年度末	
						残余 容量 (m ³)	残余 年数 (推計)
那覇市・南風原町 環境施設組合	那覇市、南風原町	H19.4	R14.3	13,000	107,000	42,823	12.2
倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、 北谷町	H9.2	H31.3	38,000	400,000	177,324	35.3

注：令和7年3月末現在

出典：「廃棄物対策の概要（令和8年2月版）」（令和8年2月、沖縄県環境部環境整備課）

表 3.2.30 廃棄物再生利用施設整備状況(リサイクルプラザ)

実施主体	構成市町村	施設規模	所在地
浦添市	浦添市	40t/5h	浦添市伊奈武瀬
那覇市	那覇市	53t/8h	南風原町字新川
倉浜衛生施設組合	沖縄市、浦添市、北谷町	82t/5h	沖縄市字池原3394番地

注：1. 所在地は、那覇市、浦添市ホームページより確認

2. 令和7年3月末現在

出典：「廃棄物対策の概要（令和8年2月版）」（令和8年2月、沖縄県環境部環境整備課）

表 3.2.31 一般廃棄物処理の状況(令和5年度実績)

単位：t

地区名	焼却処理量			最終処分量			
	直接 焼却量	焼却施設 以外の 中間処理施設 からの搬入量	合計	直接最終 処分量	焼却 残渣量	焼却施設 以外の 中間処理施設 からの残渣量	合計
浦添市	28,194	1,464	29,658	0	0	0	0
那覇市	81,866	2,904	84,770	0	3,384	0	3,384
宜野湾市	21,375	423	21,799	0	1,579	298	1,877

出典：「廃棄物対策の概要（令和8年2月版）」（令和8年2月、沖縄県環境部環境整備課）

表 3.2.32 産業廃棄物処理施設の設置状況

設置主体別設置数		事業者	処理業者	公共	計	処理能力
施設の種類						
中間処理	汚泥の脱水施設	1	6	7	14	2,747 m ³ /日
	汚泥の乾燥施設（機械）	0	1	0	1	150 t/日
	汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	0	0	0 t/日
	廃油の油水分離施設	0	2	0	2	114 t/日
	焼却施設	0	8	0	8	1773.8 t/日 (423.8 t/日)
	廃プラスチック類の破碎施設	0	20	0	20	2,820 t/日
	がれき類・木くずの破碎施設	0	141	0	141	67,694 t/日
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	0 m ³ /日
合計		1	178	7	186	2,747 m ³ /日 72,551.8 t/日

注：1. 令和6年度末時点の状況を示す。

2. 焼却施設の処理能力における括弧書きは、セメント焼成炉を含まない数値である。

3. がれき類・木くずの破碎施設の設置施設数は、みなし許可された施設を含む。

4. 廃プラスチック類とがれき類・木くずの両方を兼ねている施設については、各々に計上。

出典：「廃棄物対策の概要」（令和8年2月、沖縄県環境部環境整備課）

表 3.2.33 産業廃棄物の最終処分を行う業者別の処理並びに処分等の状況

	安定型最終処分場（千m ³ ）		管理型最終処分場（千m ³ ）	
	残余容量	処理実績	残余容量	処理実績
令和元年度	3,338	41	165	7
令和2年度	3,302	33	156	9
令和3年度	3,000	35	365	21
令和4年度	2,958	42	347	19
令和5年度	2,958	33	306	39

注：管理型最終処分場について、排出事業者設置の処分場については、他事業者からの受入を見込んでいないため、推計から除外。

出典：「令和6年度沖縄県産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績）」（令和7年3月、沖縄県環境部環境整備課）

(9) 関係法令等の指定、規制等

1) 環境基本法に基づく環境基準

(ア) 大気汚染に係る環境基準

環境基本法に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されている。

大気汚染に係る環境基準は、表 3.2.34 に示すとおりである。

表 3.2.34 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

注：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。

4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：1. 「昭和48年5月8日環境庁告示第25号（最終改正 令和8年1月30日環境省告示第8号）」（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

2. 「昭和53年7月11日環境庁告示第38号（最終改正 平成8年10月25日環境庁告示第74号）」（二酸化窒素）

3. 「平成9年2月4日環境庁告示第4号（最終改正 平成30年11月19日環境省告示第100号）」（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）

4. 「平成21年9月9日環境省告示第33号」（微小粒子状物質）

(イ) 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されている。環境基準は、地域の土地利用や時間帯に応じて都道府県知事が類型を指定し、適用される。

騒音に係る環境基準は、表 3.2.35 に示すとおりである。また、関係3市における騒音に係る環境基準の類型指定状況は、図 3.2.12 に示すとおりである。

表 3.2.35 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（等価騒音レベル）		該当地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	環境基準は、地域の類型及び時間区分毎に左表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については市長。）が指定する。
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（等価騒音レベル）	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値（等価騒音レベル）	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内への透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注：1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 ①道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
 ②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に定める自動車専用道路
 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 ②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「平成10年9月30日環境庁告示第64号（最終改正 平成24年3月30日環境省告示第54号）」